

教育職員免許状の再交付(破損、紛失等による)申請について

教員免許状を破損、紛失等したことにより、再交付を希望される方で、紙媒体での申請をする場合の手続きは、次の流れで行ってください。

1 申請に必要な書類等の準備

再交付を受ける免許状が「大分県教育委員会が授与した免許状であるかどうか」、「未更新等により失効していないか(現に有効な免許状であるかどうか)」を確認し、下記1へ進んでください。

- *他都道府県教育委員会が授与した免許状の再交付手続きは大分県ではできません。
- *大分県教育委員会が授与した免許状であっても、未更新等により『失効』している場合、再交付手続きはできません。

- ア 教育職員免許状再交付申請書(第5号様式) ※再交付を受ける免許状の件数分必要
- イ 履歴書(第2号様式)
- ウ 破損した免許状の原本(破損による再交付の場合のみ)
- エ 紛失等に関する官公署の証明書
 - ※ 最寄りの消防署や警察署等で「遺失届」の手続きを行い、その際発行されたもの(「受理番号」が記載されたもの)を提出してください。
- オ 紛失届(別記様式第1号)
 - ※ 最寄りの消防署や警察署等で「遺失届」の手続きを行ったものの、「受理番号」が記載された証明書等(上記「エ」が発行できなかった場合のみ提出してください。)
- カ 返信用封筒(角型2号サイズで、490円分〔再交付をする免許状が3枚以上の場合は、560円分〕の切手を貼付したもの。)
- キ 大分県収入証紙 再交付1件につき、1,100円分
 - ※ 大分県外在住の方で大分県収入証紙を購入できない場合は、同額分の定額小為替。(ゆうちょ銀行または郵便局で購入。宛名は記入しないこと。同時に複数件の申請をする場合は合計金額分の定額小為替または普通為替で可。)

2 上記1で準備した書類等を郵送または持参してください。

【提出先】〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号
大分県教育庁教育人事課 採用試験・免許班

- ※ 申請書類到着後、教育委員会で審査します。審査の過程で書類の不備等がある場合は、個別に連絡します。

3 再交付された免許状を受領

- ・ 返信用封筒により再交付した免許状を送付しますので、お受け取りください(簡易書留で発送します。)

- 同封している「受領書」を記入し、提出してください（普通郵便で可）。

◎毎月 25 日（25 日が閉庁日の場合は、その前閉庁日）までに到着した申請を当月分として処理します（書類不備がある場合を除く。）。この場合、当月末日付で免許状が再交付されます。

※ただし、発行事務作業の都合上、再交付後の免許状発送は翌月中旬頃となります。